

被保険者各位

大阪府石油健康保険組合

被扶養者資格の再確認について

平素は、当健康保険組合の事業運営にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

本年も保険給付適正化の観点から、健康保険法施行規則第50条の規定に基づき、「被扶養者の再確認」を実施させていただくことになりました。ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、同封の「健康被保険者・被扶養者調査表」（以下「調査表」という。）に**記入の上**、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

1.被扶養者資格の再確認対象者

令和6年1月1日現在で被扶養者として認定されている全ての方（令和5年10月1日以降に被扶養者になった方及び満15歳以下の子は除く）で「調査表」に**お名前が記載されている方が対象**となっております。

令和6年1月1日以降も引き続き、主として被保険者の収入によって生計維持（扶養）されている場合には、「調査表」を提出してください。

2.「調査表」記入要項

○氏名・生年月日等記載内容に誤りがある場合には訂正欄に記入してください。

○職業・学校欄等に現在の状況（無職の場合は無職、学生の場合は学校名及び学年、パートの場合はパート、年金受給者は年金受給）を記入してください。

3.「調査表」の提出期限

令和6年2月19日（月）までに当健康保険組合に必着のこと。

なお、期日までにご提出されない場合は、被扶養者としての資格を継続する意思がないものと判断し、**被扶養者資格の削除**を行います。（削除日等については別途ご通知します。）

被扶養者の認定要件とは 以下の項目に1つでも該当していると「被扶養者」ではなくなります。

この場合、「被扶養者（異動）届」に記入の上、健康保険証と併せて被扶養者抹消の届出をお願いいたします。

○対象者の年間総収入が130万円以上（60歳以上及び障がい者は180万円以上）となっている。

但し、一時的な収入増の場合は、この限りではありません。

○【被保険者と同居している場合】対象者の年間総収入が被保険者の1/2以上となっている。

○【被保険者と別居している場合】対象者の総収入が被保険者からの仕送り額を超えている。

（お願い）

被扶養者として当組合の被保険者証をお持ちの方で、もう既にご自身で就職等により健康保険証をお持ちの方は、**速やかに「被扶養者（異動）届」に記入の上、健康保険証と併せて被扶養者抹消の届出をお願いいたします。**（**本来、被扶養者に該当しない方が加入していると、当組合の高齢者医療制度への支援金等の負担が増え、健康保険料の値上げ等に影響を及ぼすこととなります。**）

以上

お問い合わせは、電話番号 06-6125-1200 までお願いいたします。